

大垣市議会一般質問 6月14日午前10時から 公民館問題で、 笹田、岡田、中沢、 の三議員が質問

6月議会には、公民館に関連する3つの条例が提案されています。一般質問では、公民館問題について、 笹田、岡田、中沢の3議員がとりあげます。一般質問は6月14日（月）午前10時からです。「公民館存続求める請願」審議は6月18日（金）午前10時から文教厚生委員会で行われます。委員会の傍聴は事前に議会事務局への申込みが必要です。是非傍聴にお出かけください。 笹田トヨ子議員の質問要旨をお知らせします。

非公開で審議された公民館廃止

公民館廃止について、利用者や公民館関係者などに全く相談なしに非公開の会議で決め、既成事実化してきました。市長は常々開かれた市政をと、情報公開を進めてきたわけですが、今回の公民館廃止の動きは、今まで進めようとされてきた市政運営とは全く逆で、許されるものではありません。

市長の「公民館廃止」の文書は、教育の独立性を損なう介入ではありませんか。市長の見解を求める。

年間9万人が利用する施設 廃止の根拠を求める。

公民館はこの28年間、地域の社会教育活動の拠点施設として長年地域の人々が関わる今では9万人の人々が利用しています。地区センターが16箇所整備されたからと言って、公民館のこの実績を無視することはできません。

教育委員会から出されている「大垣の教育」の第7章社会教育では21年度の方針と重点が設定されています。「まちづくりの拠点となる社会教育関係施設の整備と充実」とか、「社会教育施設を拠点とした学習の支援」を掲げ、公民館の利用実績が出されています。これを見ると「公民館を廃止」する必然性は何もありません。ところが、今年3月に出された「大垣市教育振興基本方針」の中の「社会教育（生涯学習）分野の現状について」では、公民館について全く触れられていません。大垣市の公民館の評価はどのようにになっているのか、また廃止の結論を出した理由を明らかにしてください。

公民館の役割

公民館は社会教育法に基づき設置されています。侵略戦争と結びついた戦前の社会教育のあり方を深く反省して、憲法と教育基本法に基づき、平和で民主的な社会教育がスタートしました。1949年社会教育法が制定されたとき、社会教育法の解説で

公民館で180団体が活動 その活動の保証を

公民館が廃止され地区センターや予育て総合支援センターとなると、施設の利用は貸し館事業として有料化されます。現在、公民館の定期利用団体は3館あわせて約180団体で、その半分近くは10人以下の小さなサークルです。「会費で講師の謝礼に充てているが有料化になると毎回会場費の負担が出てきてサークルの存続そのものが難しい」とか、別のサークル関係者は「有料化になると会費を1.5倍に値上げをせざるを得ないと。有料化が結果的には市民の社会教育活動を阻むことになるのではと危惧されるわけです。

公民館では40～50の講座や青少年育成事業、公民館祭りなど社会教育活動を行っています。長期に渡る人気講座もあり地域に根付いています。公民館の廃止でこれら目に見えない地域の財産を失うことになります。地区センターが「社会教育の推進」施設として位置づけられたとしても、地域コミュニティの拠点としての役割が中心で、公民館が積み重ねてきた社会教育の実践を同じように地区センターで行うのは難しいと思います。

国・地方公共団体という権力的な組織との関係において「社会教育の自由」が強調されています。08年、社会教育法の「改正」にあたり、衆参両院は「自発的意志による学習に対する行政の介入」の禁止などの付帯決議を出しました。今回の公民館の廃止は付帯決議の趣旨にも反する行為ではないでしょうか。